

入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「別表」に記載する工事に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。なお、本件は、総合評価落札方式の工事である。

1 掲示日 令和2年10月20日(火)

2 発注者 独立行政法人都市再生機構 西日本支社
支社長 田中 伸和
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

3 工事概要

(1) 工事名 02- サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事（電子入札対象案件）

(2) 工事内容は、CD-R（要申込）に収録の図面及び現場説明書のとおり（交付方法については掲示文7（1）を参照）。工事概要等は「別表」参照のこと。

(3) 工事実施形態

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」）の受付の際に「施工に関する取組み」等に関する競争参加資格確認資料（以下、「資料」）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- ② 本工事は、総合評価において、施工品質向上に関する技術提案を特に重視する試行工事である。
- ③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ④ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、以下に掲げる条件を全て満たすことを求める試行工事である。
 - ・ 監理技術者等と同等の基準を満たす担当技術者が追加配置できること。
 - ・ 監理技術者等と追加の担当技術者両者が現場常駐できること（経營業務の管理責任者は対象外）。
 - ・ 配置する現場代理人は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(4) 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで申請書及び資料が提出できない場合、以下に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、申請書及び資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記7（2）へ様式1及び2

を提出すること。)

なお、申請書類等の差替は申請書提出期限までに限り認める。期限後の差替は認められない為、書類については十分に確認をし、提出すること。

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）でないこと。
- (3) 当機構関西地区における平成31・32年度の一般競争参加資格について、「保全建築」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「保全建築」の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 地理的条件として、「別表」の要件を満たす者であること。
- (6) 平成17年度以降（平成17年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として完成し引き渡しの済んでいるもののうち、「別表」に示す同種工事要件【企業の実績】を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、工事費は出資比率で按分した金額を実績とする。）。
なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が前記実績を有するものとする。
- (7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。また、(14)に基づき低入札価格調査対象となった者は、主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐する必要がある為、選出にあたっては注意すること。
 - ① 一級建築士又は1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であり、契約時においても継続して資格等を有する者であること。
 - ② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者として、平成17年度以降（平成17年4月1日から申請書の提出日まで）に元請として完成し引き渡しの済んでいる「別表」に示す同種工事要件【配置予定技術者の実績】に該当する経験を元請として有する者であること。

ただし、原則として対象建築物の工事着工日（工事に着手する日）から竣工日（建築主事等及び当機構による完成検査完了日。是正項目がある場合は是正工事完了確

認日)までの全ての期間に従事していなければ、上記の経験としてはみなさない。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
なお、経常建設共同企業体として申請するものは、いずれかの構成員が代表で上記①、②、③及び④の基準を満たす技術者を1名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工場の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構（(株)URコミュニティを含む。）発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (12) 当支社（(株)URコミュニティを含む。）発注の工事成績については、申請書及び資料の提出期限日前1年以内の期間において、60点未満のものがないこと。
- (13) 平成30年4月1日以降に当機構（(株)URコミュニティを含む。）が関西地区で発注した工事種別「保全建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定で68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、下記の条件を満たすこと。
 - ① 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構が発注した工事種別「保全建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、申請書及び資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 低入札価格調査対象となった者は、下記の条件を満たすこと。
 - ① 上記(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者は工事現場に常駐できること。また、上記(7)に掲げる主任技術者又は監理技術者と同等の要件を満たす担当技術者を1名以上追加配置し、工事現場に常駐できること。
 - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある現場代理人を配置できること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
 - ③ 追加配置する担当技術者名簿及び配置する現場代理人については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して、報告できること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

- (1) 4 (10) の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「別表」に掲げる者である。
- (2) 4 (10) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別添 1「評価項目、評価基準及び得点配分について」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

(1) の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点 100 点を与え、さらに優れた取組み等に(1)により加算点(最大 20 点)を与える。

・ **評価値＝技術評価点／入札価格**

(3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の実績」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点）」、「評価せず（加点なし・履行判断は請負者による。）」、「不適切（実施不可）」に区分し、入札前に提案者に通知する。なお、令和2年度より評価を変更しており、過去評価した提案についても評価しない場合がある。

(5) 評価内容の担保

- ① 落札者の提示した「施工計画」（及び技術提案）のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに「施工計画」（及び技術提案）に関する提案のうち、当機構が評価をした内容とその履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で入札説明書別紙3「施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書」を取り交わすものとする。
- ② 当機構が評価をした取組みの内容を保全工事共通仕様書（令和2年版）総則編1.4.2に定める「施工計画書」に明記し提出すること。
- ③ 「施工計画書」の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

(6) 評価した提案が実施されない場合

入札時に「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

(7) 失格要件

「施工計画」に関する記述は必須項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

(8) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
技術監理部 工務・品質管理課 電話06-6969-9247

(2) 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 契約課 電話06-6969-9023

※ 問合せ及び受付は、年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記（本工事の競争参加資格の申請）に従い、申請書及び資料を提出し、西日本支社長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。
この場合において、4(1)、(2)及び(4)から(15)までに掲げる事項を満たしている

ときは、開札の時ににおいて4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：令和2年10月20日(火)から令和2年10月28日(水)（競争参加資格申請の提出期限日の4営業日前）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 契約課 電話06-6969-9023
- ③ 提出方法：一般競争参加資格の申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送（上記提出期間内に必着）により行うものとし、電送によるものは受け付けない（同申請書の余白に「『02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事』申請希望」と明記すること。）。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(本工事の競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：「別表」による。
- ② 提出場所：【電子入札システムによる場合】 7(2)に同じ。
【紙入札による場合】 7(1)に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て7(1)へ郵送（書留郵便に限る。必着。）、または予め提出日時を連絡の上、持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、【別記様式1】により1部(ただし、紙により申請した場合は、【別記様式1】のみ2部)作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成17年度以降、申請書及び資料の提出日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績【別記様式2-1】【別記様式2-2】

4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を【別記様式2-1】に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。また、平成30年4月1日以降に当機構（(株)URコミュニティ含む。）が関西地区において発注した保全建築工事で、申請書及び資料の提出日までに工事が完成し、引渡し、成績の通知が済んでいる工事の成績について【別記様式2-2】に記載するとともに工事成績評定通知書の写しを添付すること。

② 配置予定技術者【別記様式3】

4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の経験を【別記様式3】に記載すること。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載する場合は、技術者毎に【別記様式3】を作成すること。ただし、監理技術者として配置予定技術者を複数記載する場合、6(1)における評価については、最も評価値の合計が低くなる配置予定技術者の実績を評価する。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したこと、又は低入札価格調査による落札決定保留となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと(様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した(または低入札調査対象者(第1順位者)となった)ことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと(様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

複数の工事において、開札日時の早い工事の順に技術者の追加配置を行うこと。

- ③ 「施工計画に関する提案書」、「企業の実績」及び「配置予定技術者の実績」を【別記様式4-1】及び【別記様式4-2】により提出すること。作成にあたっては別添2-1.2-2.2-3を参照すること。電子入札でファイル容量の合計が2MBを超える場合又は紙入札の場合は【別記様式5】を参考に申請書を作成し、CD-R(Microsoft Excel作成)を同時に提出すること。

また、「企業の実績」及び「配置予定技術者の実績」について、工事成績評定点及び表彰実績等を証明できる資料の写し、並びにISO認証を取得していることを証明する登録証の写しを提出すること。

- ④ 契約書等の写し

- ⑤ ①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書(発注者の図面等に限る。)の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職(技術者の工事経験)を証明すべき公的届出書類を提出すること(いずれも写し)。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

また、監理技術者・主任技術者又は現場代理人として従事したことが証明できる書類及び監理技術者資格証明証の写し(表・裏)及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。

※ 設計図書は、①の同種の工事の内容(含:棟数、階数、戸数、建物構造)等が確認できる図面等の写しとし、A4版に折り畳むか縮小すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が

確認できる場合は、CORINS登録内容の写しを提出することにより従事証明とすることが出来る。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の原本の写しを提出すること。

※ 民間工事に関するすべての書類については、原本確認・契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

※ 民間工事に関するすべての提出書類によって、その工事の実績・内容、監理技術者・主任技術者又は現場代理人として従事したことが明確に判断できない場合は実績として認めないこととする。

⑥ 平成31・32年度建設工事競争参加資格認定通知書の写しを添付すること。

⑦ 建設業許可申請届の写し

支店（社）又は、営業所所在地を地域要件とする場合は、建設業許可届の写しを添付すること（「別表」部分で、支店（社）、営業所所在地等が記載された部分）。

(4) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和2年11月24日（火）に電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）にて通知する。

(6) 4（15）に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後適用除外となった場合には元請適用除外誓約書【別記様式5】を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 西日本支社長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先：7(1)に同じ。

⑥ **電子入札システムで提出する場合の注意事項**

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

ファイル容量の合計が2MBを超える場合は、すべての書類を郵送により7(1)宛に提出すること（申請書及び技術資料の1枚目には、代表者印を押印すること）。この場合、必要書類の全てを郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、表封筒に「『02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、併せて電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信する。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、上記8(1)（本工事の競争参加資格の申請）①の提出期間と同一の日時（必着）とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、西日本支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、説明を求められることができる（様式は自由）。
 - ① 提出期限： 令和2年12月1日(火)午後5時
 - ② 提出場所： 7(2)に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- (2) 西日本支社長は、説明を求められたときは、令和2年12月8日(火)までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することができる。
- (3) 西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 西日本支社長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答

を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する（紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）。

10 再苦情申立て

- (1) 9(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日（紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日）から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次に従い、書面により、西日本支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
 - ① 受付場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課
電話06-6969-9023
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 西日本支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 西日本支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下する。
- (4) 西日本支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
7(2)に同じ。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること（様式は自由）。
 - ① 提出期間：令和2年11月5日（木）から令和2年11月24日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ② 提出場所：7(2)に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙を7(1)へ持参することにより提出するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない（質問がない場合、書面の提出は必要ありません。）。
- (2) (1)の質問がある場合には、回答書を次のとおり電子入札システム及び独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階「質疑応答コーナー」にて閲覧に供する。

期間：令和2年12月1日（火）から令和2年12月15日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
（電子入札システムによる質問及び紙による質問共通）

12 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札期間：「別表」による。
- (2) 開札の日時及び場所
日時：「別表」による。
場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課
※ 開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

13 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 入札手続等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、西日本支社長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構西日本支社総務部契約課に郵送（書留郵便により12(1)の期間に必着）により提出すること。
紙による入札参加者は、16の工事費内訳書及び入札案件ごとに封をした入札書（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照）を表封筒（別途送付）にまとめて郵送すること。持参又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がないときは、直ちに又は別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 当該工事において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者（又は代理人）印を押印すること。）を作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は8(7)⑥に同じ。

ファイル容量の合計が2MBを超える場合は、全ての書類を郵送により7(2)宛に提出すること。郵送する際は、封筒に「『02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・ 郵送する旨の表示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類のページ数
- ・ 発送年月日

提出期限は、12(1)の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、7(2)宛に郵便書留等の配達記録が残るものに限るものとする。

17 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと(電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要)。

18 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、西日本支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

19 落札者の決定方法

- (1) 6(3)による。
- (2) 評価値の最も高い者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」(平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61)に定める調査基準価格に満たない場合は、別紙1・2のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (3) 6(4)ただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

20 支払条件

前金払40%以内、中間前金払20%以内又は出来高による部分払(回数は「別表」参照)及び完成払(中間前金払については以下のURLから参照)

(<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000006lyk-att/chukanmaekindounyu.pdf>)
ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

22 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得を含む。）及び当機構ホームページの標準契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、8（3）の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
なお、資料に記載された監理技術者は特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- (4) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格審査申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼働している。
システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。
- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク 電話0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部 契約課 電話06-6969-9023
- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合

には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。
- これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
- なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。
- また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。
- ① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (12) 落札者（受注者）は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別紙4）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

以上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

※一部の工事については、上記の範囲内で適宜定めた額とする。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあっては、入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メール等で行い、電子入札以外にあっては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、入札者（調査対象者）から以下の調査資料を求める。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況（対象工事付近）
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況（対象工事関連）
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連（地理的条件）
- (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
- (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
- (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
- (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し（労務者の確保計画）
- (11) 労働者の供給見通し（工種別労務者の配置計画）
- (12) 確約書
- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (15) 経営内容（過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書）

※ 1：必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。

※ 2：一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であ

ることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出することができる。

※3：上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。

4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に調査資料等を提出すること。

5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した（総合評価落札方式による場合は最高評価値の者である）低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。

7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札（見積）心得書第7条第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講ずることがある。

8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。

10 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

確 認 書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（別紙3のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者と受注者で確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

1 契約対象工事名 : 〇〇〇〇〇〇工事

2 低入札価格調査による確認事項（別紙3）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 独立行政法人都市再生機構西日本支社
〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

- 7 発注者は、受注者が上記5の手続きを行わずに工事目的物本体の一部となっている技術提案（タイプC、タイプD）の内容を実施しなかった場合は、当該請負契約の債務不履行として、その内容に応じ工事の契約解除及び契約解除に伴う損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 8 受注者が施工計画・技術提案を実施しないことが工事目的物の契約不適合等に該当する場合、甲は工事請負契約書に基づき、契約不適合等の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、工事成績評定においては、上記6とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

住所

氏名

印

受注者

住所

氏名

印

以上

(様式1)

「施工計画」(及び「技術提案」)において機構が評価した項目

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

受注者：〇〇建設

評価項目	評価した内容
品質確保に関する取組	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施
環境配慮に関する取組	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施
	・ ~~~を実施

以 上

(様式2)

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇
支店長〇〇〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 〇〇 〇〇

当機構が評価した「施工計画」（及び「技術提案」）の中止（又は停止）について（通知）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書2に基づき、以下の提案について履行を中止（又は停止）するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止（又は停止）を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止（又は停止）しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止（又は停止）については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止（又は停止）に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質の確保に関する取組 ・ ~~~を実施	近隣住民からの中止要望が当機構に提出されており、当機構としても履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境の配慮に関する取組 ・ ~~~を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・ ~~~を実施	法令の変更により〇〇の使用ができなくなったため

以 上

(様式3)

総括監督員 (氏名) _____ 印

監督員 (氏名) _____ 印

検査員 (氏名) _____ 印

施工計画に係る実施状況の確認書 (チェックリスト)

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

受注者：〇〇建設 (株)

評価項目	評価した内容	実施確認 予定時期	機構記入欄				
			監督員		総括監督員 確認	成績評定 減点	実施状況の考察 一部実施されるが、施工計画書に基づく全数 実施されず
			実施確認	未実施の 指摘			
品質確保に関する取組	・ ~ ~ ~ を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	施工計画書とは別の・・・による方法により 実施されていた。
	・ ~ ~ ~ を実施	年/月頃	未実施 印	年/月/日 印	未実施 印	▲5	未実施の指摘に基づき、 ~ ~ ~ が実施され た。
環境配慮に関する取組	・ ~ ~ ~ を実施	年/月頃	年/月/日 印	年/月/日 印	年/月/日 印	▲1	
	・ ~ ~ ~ を実施	年/月頃	年/月/日 印	なし	年/月/日 印	0	
	・ ~ ~ ~ を実施	年/月頃	実施不可 文書提出	—	—	0	
						合計▲11	▲11

※1 未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。

※2 未実施 (一部実施の場合も含む) の場合は5点減点、指摘後実施の場合は1点減点とし、最大20点減点

以 上

(様式4)
令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 〇〇 〇〇殿

株式会社〇〇
支店長〇〇〇〇

機構により評価された「施工計画」（及び「技術提案」）の
中止（又は停止）について（依頼）

施工計画・技術提案の履行に係る覚書5に基づき、以下の提案について履行の中止（又は停止、若しくは内容変更）を依頼します。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止（又は停止）の理由
品質確保に関する取組 ・ ～～～を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため
環境配慮に関する取組 ・ ～～～を実施	（社会情勢等により）当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため
・ ～～～を実施	～～～により、施工計画書の数量とおおり、～～～を実施できないため 変更後の施工計画書は別添のとおり

（添付書類）
施工計画書 一式

以 上

株式会社〇〇
支店長〇〇〇〇〇殿

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 〇〇 〇〇

「施工計画」(及び「技術提案」)の中止(又は停止)依頼について(回答)

令和〇年〇月〇日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」(及び「技術提案」)の中止(又は停止)について(依頼)」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止(又は停止)に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止(又は停止)依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止(又は停止)した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：〇〇団地外壁修繕工事

評価項目	中止(又は停止)の理由	回答	回答の理由
品質確保に関する取組 ・ ~~~を実施	近隣住民からの中止要望が当社にあり、工事を円滑に進めるためには、履行を続けることが適切ではないと判断したため	承諾	中止(又は停止)の理由を適当と判断できるため
環境配慮に関する取組 ・ ~~~を実施	(社会情勢等により)当該提案を実施することが、社会通念上不適切であると判断したため	承諾せず	中止(又は停止)の理由を〇〇により適当とは判断できないため
・ ~~~を実施	~~~により、施工計画書の数量とおり、~~~を実施できないため	承諾	施工計画書の内容変更を〇〇により適当と判断できるため

以上

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和○年○月○日付けで締結した○○○○○○業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

発注者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 ○○ ○○

印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○

代表取締役 ○○ ○○

別表

掲示日	No.	工事名	工事場所	工事内容	工事期間	地理的条件	同種工事要件	部分払回数	設計業務等の受託者	競争参加資格電子申請日時	競争参加資格紙申請日時	電子入札入札期間	紙入札入札期間	開札日時
令和2年10月20日(火)	1	02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事	兵庫県明石市宮の上2番	3棟 9・11・13階建 198戸 (その他付属施設含む) ・外壁修繕工事 ・エントランス改修工事 ・屋根防水修繕工事 ・金物塗装工事 ・屋外工作物塗装工事	契約締結日の翌日から令和3年10月31日まで	大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県内において建設業法上に届出している本店、支店又は営業所があること。	【企業の実績】 RC造又はSRC造の居住中の世帯向け共同住宅において、建設業法に定める、とび工事、左官工事、防水工事及び塗装工事を全て含む 1件あたり税込1億円以上の外壁修繕工事を、元請として施工実績を有すること。 【配置予定技術者】 RC造又はSRC造の居住中の世帯向け共同住宅において、建設業法に定める、とび工事、左官工事、防水工事及び塗装工事を全て含む外壁修繕工事を、元請として施工実績を有すること。	5	・外壁修繕工事 ・エントランス改修工事 ・屋根防水修繕工事 →(株)土屋総合設計 ・金物塗装工事 ・屋外工作物塗装工事 →(株)アイプラス設計事務所	令和2年10月21日(水)から令和2年11月4日(水)まで 午前10時～午後5時	令和2年11月2日(月)及び令和2年11月4日(水) 午前9時30分～午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)	令和2年12月14日(月)から令和2年12月15日(火)正午まで	令和2年11月25日(水)から令和2年12月15日(火)正午まで	令和2年12月16日(水)

※ 開札時間は、競争参加資格確認結果通知に併せて通知する。

建設業許可番号

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長 田中 伸和 殿

代表者住所

商号又は名称

代表氏名

印

担当者氏名

令和2年10月20日 付けて掲示のありました

02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事

に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

申請者確認欄

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 申請内容表【別記様式2-1】【別記様式2-2】 | <input type="checkbox"/> |
| 2 申請内容表【別記様式3】（配置予定技術者数分） | <input type="checkbox"/> |
| 3 施工計画に関する提案等を記載した書面【別記様式4-1】【別記様式4-2】
※書式を要確認 | <input type="checkbox"/> |
| 4 特定項目に関する提案等を記載した書面
【別記様式5-1】【別記様式5-2】【別記様式5-3】【別記様式5-4】 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 5 建設業法第5条に基づく営業所等の写し
（添付書類：建設業許可申請書等の写し※）本店（社）のみの場合は不要。） | <input type="checkbox"/> |
| 6 平成31・32年度建設工事競争参加資格認定通知書の写し | <input type="checkbox"/> |
| 7 申請内容表【別記様式2-1】の施工実績を証明する書類 | <input type="checkbox"/> |
| 8 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等 | <input type="checkbox"/> |
| 9 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 | <input type="checkbox"/> |
| 10 入札説明書8（6）に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面 | <input type="checkbox"/> |
| 11 返信用封筒「簡易書留料金（414円切手）」（紙による入札の場合のみ）
（返信用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留
料金（414円）の切手を貼った長3封筒を申請書と併せて提出すること。） | <input type="checkbox"/> |

（注）本申請書（別記様式1のみ）を2部提出してください。
（※紙入札の場合のみ必要）

機構受付印

令和 年 月 日

申請者記入欄		
工事件名 02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事		
都市機構の登録番号	会社名(フリガナ)	
営業拠点の内容	1. 本店 2. 支店 3. 営業所 該当番号に○をつけること	
	郵便番号	住所:
	-	【電話番号: - - 】

①最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを添付すること。

②施工実績の内容

工 事 等 名 称	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額	_____ 千円	ただし契約金額のうち、入札説明書4(6)に記載する同種の工事以外の工種が含まれている場合、その金額は施工実績の金額には含まない。
	工期	平成・令和 年 月 ~ 平成・令和 年 月	平成17年度以降当該申請書提出日まで完成し、引渡しが進んでいるものに限る。
建 物 概 要	建物用途	<input type="checkbox"/> 居住中の世帯向け共同住宅	<input type="checkbox"/> にチェックを入れること
	構造形式	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> にチェックを入れること
	建物階数及び戸数	_____ 階建 _____ 戸	
	工事内容		

- 1 施工実績は入札説明書4(6)に示す同種工事について記載すること。
- 2 入札説明書8(3)①に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。
- 3 申請工事数分提出すること。

配置予定技術者の資格・工事経験

1. 当該技術者を配置する予定の工事番号に○をすること

1 02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事

会社名： _____

建設業許可番号： _____

2. 配置予定技術者：配置予定技術者毎に提出すること。

配置予定技術者の氏名	(フリガナ) 氏名：		備 考
法令による 免許	資格：	一級建築士	1級建築施工管理技士
	登録年月日：	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
	登録番号：		登録番号：
	資格証：	監理技術者資格証 ^{※1}	講習修了証： 監理技術者講習修了証 ^{※1}
	交付年月日：	平成・令和 年 月 日	修了年月日： 平成・令和 年 月 日
交付番号：		修了証番号：	免許証のコピー添付
現在の従事状況	(1) 工事中（但し、当該工事に従事できるものとする。） (2) 内勤 (3) 待機中		
当該工事以外における 従事状況 (現在の従事状況)	工事名：		
	発注機関名：		
	施工場所：		
工期：	平成・令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
健康保険被保険者証	取得年月日：	平成・令和 年 月 日	雇用期間（申請書提出日の3か月以前より恒常的な雇用） <input type="checkbox"/> 3か月以上 <input type="checkbox"/> 3か月未満 【該当箇所にチェックをいれること】
専任技術者との 重複の有無	無・有：	令和 年 月 日頃迄に従事可能	建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任と主任（監理）技術者が重複する場合は、当該項目の「有」に○印をし、主任（監理）技術者の専任が確保できる日を記載すること。（専任技術者証明書コピー添付）
健康保険被保険者証			健康保険被保険者証のコピー添付（表） ^{※2}

※1 監理技術者資格等を更新中の場合は、資格者証交付申請書（写し）等を添付すること。また、監理技術者資格者証等（更新版）等を受領した場合は契約に支障のない時期に提出すること。

※2 保険番号および被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

3. 施工実績（経験実績）

		施工実績1 ※1・2	備考
工事概要等	工事名		契約書等のコピー添付 平成17年度以降に元請として「別表」に示す同種工事の経験を有する実績とする。 申請者自らが「従事していた」ことを証明するとした証明書（念書等）は認めない。
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額	千円	
	工期	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日	
従事役職	(1) 現場代理人 (2) 主任技術者 (3) 監理技術者 (該当番号に○を付けること)		
工事内容	建物用途		
	構造形式	<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 【該当箇所にチェックをいれること】	
	階数・戸数	階 戸	

※1 施工実績（経験実績）に記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

※2 民間工事の場合、請負契約書の写し、工事内訳書(抜粋)、工事仕様書(抜粋)、図面(抜粋)、第三者による従事証明書(工事名・従事期間・従事役職・第三者の印等が確認できる書類)を提出すること。

総合評価「施工計画」に係る資料

工事名称	02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事
申請者	

- 本工事は、現場説明書、設計図書に準拠した設計図書、保全工事共通仕様書等に基づき施工します。 ※提案が無い場合は、□を■にして提出すること。
- 本提案に基づき施工します。 ※提案がある場合は、□を■にして提出すること

別添2-1, 2-2, 2-3を参照の上、提案作成を行うこと

(1) 品質確保の取組みのうち、「自主管理に関する取組み」 → 別添2-1参照

※提案参考例の通りの場合、□を■にして提出すること(提案の記載は不要)。
提案参考例以外の提案の場合、□を■にして提案を記載すること。

＜塗装工事における受注者の自主管理の取組み＞			
1	提案内容	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	3点
	履行確認方法	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	
＜修繕工事(ひび割れ、浮き、欠損修繕)の自主管理の取組み＞			
2	提案内容	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	2点
	履行確認方法	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	
＜修繕工事の工事写真に係る自主管理の取組み＞			
3	提案内容	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	3点
	履行確認方法	<input type="checkbox"/> 入札説明書記載(別添2-1)の提案参考例による <input type="checkbox"/> 提案参考例以外の提案	

(2) 品質確保に関する取組み、環境配慮に関する取組み、居住者配慮(CS向上)に関する取組み → 別添2-2参照

1	提案内容		1点
	履行確認方法		
2	提案内容		1点
	履行確認方法		
3	提案内容		1点
	履行確認方法		
4	提案内容		1点
	履行確認方法		

施工実績及び技術的事項に関する所見

		工事名	工期	工事	低入札		
				成績	〇印		
企業の 実績 (※5)	① 過去3ケ年度 (※1)の機構 (※2)の同種工 事(※3)におけ る工事成績評 定点の平均点		～				
			～				
			～				
			～				
			～				
	② 過去5ケ年度(※ 1)の機構及び公 共共同住宅(※ 4)の同種工事 の優秀工事施工 業者表彰の有無 又は過去2年間 の機構のその他 の表彰(※6)	① 無し				該当番号に○を 付けること。	
		② 有り 工事名：					
		請負金額： 円					
	工期： ～						
	③ ISOの取得状 況	① ISO9001又はISO14001の認証を取得済(※7)					
② 認証を未取得							
④ ワーク・ライ フ・バランス関 連認定制度	① 女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定を取得済(※7)						
	② 認証を未取得						
配置予定 技術者の 実績 (※5) 元請けの 主任(監 理)技術 者として 携わった もの。	⑤ 過去3ケ年度の機 構の同種工事 における工事成 績評定点の平均 点	工事名(※8)	工期	工事	低入札		
				成績	〇印		
	⑥ 過去5ケ年度の機 構及び公共共同 住宅の同種工事 の優秀工事施工 業者表彰の有無	① 無し					
		② 有り 工事名：					
		請負金額： 円					
工期： ～							

※1 過去3(5)ケ年度とは、当該工事公示日の過去3(5)ケ年度に契約工期が終了(工期末)した工事とする。
(令和2年度が掲示日であれば平成31(令和元)～29(27)年度工期末工事が対象)(掲示日までには通知されたもの)

※2 住まいセンターにおいて(株)URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む。

※3 本表における同種工事とは、保全工事のうち、競争参加資格における「保全建築」のことをいう。

※4 公営、公社等のRC造及びSRC造の共同住宅をいう。

※5 ①⑤は工事成績がわかる資料及び⑤は当該工事に携わっていたことが確認できる資料(公共工事の場合コリンズ登録、民間工事の場合別記様式3の注意事項を参照)を添付すること。②⑥は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。

なお、配置予定技術者の施工実績については、入札説明書4(7)に該当する「同種工事」の経験を満たしていること。

※6 機構のその他の表彰とは、『機構の街づくり等事業貢献者への表彰』を指し、過去2年間(平成30年度4月1日から掲示日まで)を対象とし、支社等及び部門を問わない。

※7 認証を取得済の者は証明する資料を添付すること。
(女性活躍推進法については認定証または行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること)

※8 配置予定技術者を複数名で申し込む場合は、該当する工事件名の後に従事した技術者名を記載すること。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商 号

代表者

適用除外誓約書

下記の理由により、〇〇〇〇工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

役員のための法人であるため。

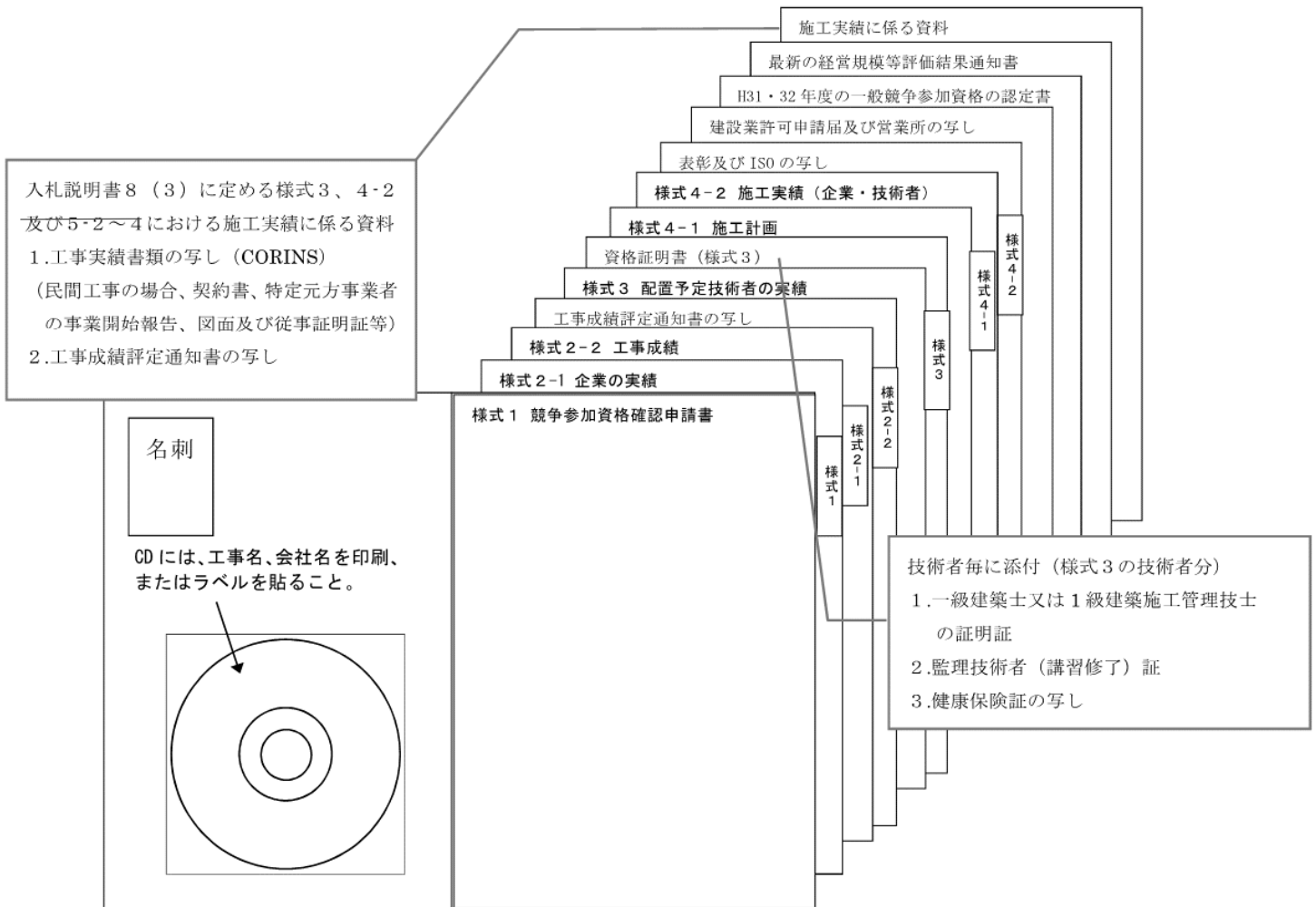
使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

申請書類作成の手引き



- (1) 様式1は、電子入札システムで提出した場合は申請書の写しを、紙入札の場合は原本を添付して下さい。
- (2) 様式1～4の順に綴じて下さい。
なお、添付する資料のうち、施工実績に係る資料については、工事1件毎に関連書類一式(契約書、設計図書、工事成績評定通知書等)をまとめ、インデックスを付け、巻末に一括添付して下さい。
- (3) A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、表紙及び背表紙に工事名及び会社名を記入し、ファイルの裏表紙に名刺を添付してください(紙入札の場合)。
- (4) 提出書類は、原則A4版とします。判別が困難なようであれば、A3版(A4サイズにZ折綴込み)としてください。なお、A3版でも必要事項が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付してください。(工事名称及び発注機関等も確認できる様にコピーしてください。)
- (5) 各様式の最初ページにインデックスを付けてください。

評価項目、評価基準及び得点配分について

02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事

評価項目		評価基準			配点
企業の実績 (5点)	過去3ヶ年度(※1)の機構(※2)の同種工事(※3)における工事成績評定点の平均点	70点以上			2点
		65点以上70点未満			1点
		65点未満・実績なし			0点
	過去5ヶ年度(※1)の機構及び公共住宅(※4)同種工事の優秀工事施工業者表彰の有無又は過去2年間の機構のその他の表彰(※6)	表彰の実績あり			1点
		表彰の実績なし			0点
	ISOの取得状況	ISO9001又はISO14001の認証を取得済(※7)			1点
		認証を未取得			0点
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定)、次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)のうちいずれかを取得済(※7)			1点
認証を未取得			0点		
配置 予定 技術者 の実績 (3点) ※5	過去3ヶ年度の機構の同種工事における工事成績評定点の平均点	70点以上			2点
		65点以上70点未満			1点
		65点未満・実績なし			0点
	過去5ヶ年度の機構及び公共共同住宅の同種工事の優秀工事施工業者表彰の有無	表彰の実績あり			1点
		表彰の実績なし			0点
施工計画 (12点) ※8	品質確保の取組みのうち、「自主管理の取組み」	標準を超える具体的・合理的な取組	各2~3点	3項目	8点
	品質確保の取組み	標準を超える具体的・合理的な取組	各1点	4項目	4点
	環境配慮の取組み				
	居住者配慮の取組み				
満点					20点

※1~7については【別記様式4-2】を参照すること。

※8については、別添2を参照すること。

「施工計画」に係る提案作成について

品質確保に関する自主管理の取組み (8点)	<p>以下の3つの取組みの提案を求める。</p> <p><u>ただし、①～③の提案内容は、右記の参考例と同等(記載文通り)もしくはそれ以上の提案内容とし、工事写真により履行確認が明確であるものを評価する。履行確認方法の記載が不明確な提案は評価しない。</u></p>	提案参考例
	<p>① 塗装工事における受注者の自主管理の取組み</p> <p>塗装工事で次工程に移る前に工程毎の施工が適正に行われたかを監理技術者又は現場代理人等が確認する具体的な取組みを求める。</p>	<p>1項目×3点</p> <p>塗装工事において、<u>元請の監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者若しくは現場代理人が下地処理及び塗り工程毎の完了確認を、次工程に移る前に全施行面積にわたり立会を行う取組みを行う。</u></p> <p>(履行確認方法) 完了確認毎の工事写真(元請の①監理技術者又は主任技術者としての資格を有する者若しくは現場代理人が<u>工事写真に全数入り</u>、②撮影日時、場所を記載し、③施工内容が明確に確認できるように撮影し、④塗装面積全域に渡り、工事写真により履行確認できる)とする。</p>
	<p>② 修繕工事(ひび割れ、浮き、欠損修繕)の自主管理の取組み</p> <p>下地調査結果が現場において確実に確認できる具体的な取組みを求める。</p>	<p>1項目×2点</p> <p>修繕箇所が容易に特定できるよう、下地調査時にスプレー塗料で修繕場所に通し番号でマーキングを行い、マーキング図と整合する。<u>なお、通し番号は工事全体で色毎に番号で修繕箇所が特定できるよう、1番号、1箇所に限定する。またスプレー色は修繕内容毎に色を変える。マーキング検査後、写真を全数撮影する。</u></p> <p>(履行確認方法) ①マーキング検査時には、修繕の有無、修繕方法を現場のマーキングとマーキング図を修正しながら整合し、調査ベースのマーキング図として作成する。②通し番号毎に全数写真を撮影し、調査ベースのマーキング図と整合できるよう整理し、ファイリングを行う。</p>
	<p>③ 修繕工事の工事写真に係る自主管理の取組み</p> <p>実施した修繕箇所全数において確実に履行したと判断できる工事写真の実施方法、撮影方法の具体的な取組みを求める。</p>	<p>1項目×3点</p> <p>下地調整前の修繕完了箇所を1か所あたり原則1枚、撮影日時・撮影箇所・各修繕の大きさが特定できるよう撮影する。また、欠損修繕は修繕材料充填前の写真も撮影する。なお、外壁調査後に作成するマーキング図と種類、場所、番号が一致している事が確認できるような工事写真帳を整備する。</p> <p>(履行確認方法) ①マーキング検査後の変更箇所は、実施ベースのマーキング図と、変更箇所、変更内容、変更後の通し番号が確認できるよう作成する。②通し番号毎に全数写真を撮影し、実施ベースのマーキング図と整合できるよう整理し、ファイリングを行う。</p>

※下線は評価の基準となるポイント

「施工計画」に係る提案作成について

02-サンラフレ明石外壁修繕・ENT改修その他工事

下記の取組に関して主に求める提案の中から4つの提案（標準案（設計図書等（現場説明書、設計図、保全工事共通仕様書等）に示す内容）を超える提案）を求める。
なお、加点の合計は4点を限度とする。

【品質確保に関して主に求める提案】 各1点		4項目 × 1点
① 品質確認方法、施工精度確保の取組み		
② 技術者配置の取組み		
【環境配慮に関して主に求める提案】 各1点		
① 工事現場における安全管理に関する取組み		
② 作業員の健康管理に関する取組み		
③ 騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組み		
④ 地球環境配慮（CO2削減、リサイクル等）に関する取組み		
⑤ その他		
【居住者配慮に関して主に求める提案】 各1点		
① 居住者への情報提供、クレーム対応等の取組み		
② 安全対策、防犯対策等の取組み		
③ 現場周辺美化等、イメージアップに関する取組み		
④ 居住者負担軽減の取組み		
⑤ その他		

上記取組みの提案を行う際の注意点

- ① 下記（1）の評価基準に注意して提案を行うこと。
- ② 下記（2）は一般的又は標準的であるとして評価しない。
- ③ 現場説明書に記載されている事項については評価しない。

(1) 提案に関する評価基準

提案内容	
1	防犯対策等の提案に関する評価基準については、仮設足場への侵入警報システムや、居住者のバルコニー等へ部外者が侵入しないような複合的な防犯対策を効果的に設置する具体的な提案
2	現場および現場周辺美化運動に関する提案の評価基準については、毎週1回30分以上、工事範囲周辺を作業員全員で一斉清掃を行うもの以上とする。

(2) 「一般的又は標準的な提案」として評価しない提案項目

評価しない項目	
1	現場事務所や監督員事務所周りの工事フェンス（B型バリケード等）に、絵やシートによる化粧や造花を配したものと及びそれに類する提案
2	熱中症対策のうち、現場事務所や作業員休憩所への冷房機器と冷蔵庫の設置や、氷・保冷剤・水分・塩分を補給できる物品の備付けに関する提案
3	AEDの設置、講習受講者の配置に関する提案
4	意見箱等を設置し、その情報を基に打合せを行い朝礼で全作業員に指示徹底を行う提案
5	塗膜防水庇のトップコートにおいて、1回目と2回目の色を変える提案
6	開閉力が既定の50N（5kg）以下である確認方法として全数ばね秤を用いて行う。規定以上のものは再取付を行う提案（アルミ改修工事）
7	工事使用電源について、商用電機（関電柱からの引込）を利用し、発動発電機は使用しない提案
8	フリーダイヤル番号を設置する提案
9	保共仕3.2.3.2. (2) モルタル厚さや浮き状況の傾向を確認するコア抜きにおいて、各棟1面につき3層毎かつ3スパン毎に1箇所以上とする。
10	保共仕8.6.1. (2) 既存塗膜の付着試験において、外壁は各棟1面につき3層毎かつ3スパン毎に1箇所以上とする。

◆総合評価に係る提案作成の注意点について

「評価」	<p>以下、すべてを満たす場合に「評価」する。 なお、「評価」した項目は<u>工事内容に応じた規模・範囲・期間において実施すること。</u></p> <p>① 標準案を超えている内容であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「標準案」とは、設計図書等（現場説明書、設計図、保全工事共通仕様書等）に示す内容。 <p>② 関連性の薄い複数の要素を含まないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された各項目が、複数の【求める提案】内容をまたいでいる場合は評価しない。 ・1つの提案のなかに「不適切」と判断されるものと、「評価」できるものがあった場合は、「不適切」とする。 <p>③ 実施内容が明確・具体的であること（数量・箇所・時期・回数・日数・頻度・仕様・資格・目標値・基準値等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様、性能、目標値、基準値等を記載する場合は、標準的なものと比較した場合の優位性が容易に判定できる表記とし、原則として公的な規格及び基準等を基に記載すること。 <p>④ 実施内容による効果が明確であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件、敷地条件、規模、用途、建物形状等を踏まえた提案とすること。 <p>⑤ 監督員・検査員による履行確認が可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認は、写真、書類又は目視確認等で行えるものとする。 <p>⑥ 提案内容に懸案事項が含まれている場合は対策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果の認められる提案であっても、懸案事項が発生する場合で、その対策の記載のないものは評価しない。 <p>⑦ 提案内容を実施することが確実であること（実施にあたり協議を伴うもの、特定の条件化においてのみ実施するもの等は評価しない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施する為に機構・第三者と協議を要する等、実施することが不確実である提案は評価しない。 ・「〇〇の場合は〇〇する」など、実施されるケースが限定される提案は評価しない。
「評価せず」 または 「不適切」	<p>以下に該当する場合は、「評価せず」または「不適切」と判定する場合がある。</p> <p>① 一般に普及していると判断される提案</p> <p>② 実施しても効果が低いと想定される提案</p> <p>③ 設計図書等のおり適切に施工されれば十分である提案</p> <p>④ 設計図書の変更を伴う提案</p> <p>⑤ 工期変更に係る提案</p>

- 1) 未提出の場合は競争参加資格がないものとする。（提案がない場合は【別記様式4-1】において「提案なし」として提出すること。）
- 2) 契約後の履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。